

# 要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアル 【改訂版】

平成30年7月

北海道保健福祉部  
福祉局地域福祉課  
福祉局障がい者保健福祉課  
高齢者支援局高齢者保健福祉課  
子ども未来推進局子ども子育て支援課

## はじめに

「孤立死」という言葉は、日本で核家族化が進んだ1970年代に独居老人の死後、数日が経って、久しぶりに訪ねてきた親族に発見されたという事件の報道で登場し、その後、同様の事例がたびたび発生した1980年代にマスメディアで取り上げられはじめました。

この頃は、隣家との関わりが薄い都市部での限定的事例としてとらえられていましたが、現在は、過疎地域でも起こっています。

また、発生原因も1995年の阪神淡路大震災により、地域コミュニティが崩壊し仮設住宅で隣人から異変に気づかれず死亡する事態であったり、2011年の大阪府で発生した資産家姉妹が近隣から孤立化し最終的には高額な借金を背負い餓死した事例、老老介護の世帯で、介護していた者の死亡により介護されていた者がその後餓死するといった必ずしも一人暮らしでないケースなど様々であり、いつ、どこで起こるかわからない社会情勢となっています。

このような状況から、福祉や災害援助の上での「孤立死」の予防等が重要視されるようになり、市町村においては固有の取組が行われ、道においても平成23年度に「孤立死防止に向けた取組事例集」を作成・配付するなど市町村を支援してきている中、平成24年1月に札幌市、釧路市、同年7月に倶知安町で痛ましい「孤立死」が発生しました。

これら事案については、家族構成、個々の状態像、経済状態、近隣との関わりや死亡原因は異なりますが、誰にも看取られずに死亡し何日も経って発見された「孤立死」事案であることには変わりありません。

こうした「孤立死」を防止するためには、行政はもとより、関係機関・団体に加え、民間事業者などが連携して社会全体で支援を必要とする方々を見守る体制づくりや地域での見守り意識の醸成を図ることが重要となります。

こうした中、道として、「孤立死」という痛ましい事案を防ぎ、地域で要援護者を支えるための関係機関等における連携の充実・強化を目指し、平成24年12月に作成したマニュアルを改訂しましたので、改めて市町村における体制づくりにご活用いただきますようお願いいたします。

### 【孤独死、孤立死とは】

「孤独死」という言葉は法的に明確な定義はなく、警察庁の死亡統計上では変死に分類されています。

一般的には、「一人暮らしをしていて、誰にも看取られずに自宅で亡くなった場合」と解されていますが、「すでに社会との関係が絶たれ、その結果、誰も死に気づかず、死後かなりたってから、第三者に発見された場合」と定義づける場合や、「かなりたってから」の時間的経過を2週間以上とする場合など様々です。

政府はこれら社会問題において「孤立死（孤独死）」という表現を使っており、例えば内閣府の平成29年度版「高齢者白書」では「誰にも看取られることなく亡くなったあとに発見される死」と表現しており、道においても「孤立死」と表すことにしています。

## 目次

<b>1 見守り対象とする要援護者</b>	．．．．． P1
<b>2 要援護者の実態把握</b>	．．．．． P2
(1) 住民基本台帳による対象者の把握	
(2) 情報把握の必要性と担い手	
・ 情報把握の担い手となり得る関係機関、団体など	
<b>3 見守りのためのネットワークの構築</b>	．．．．． P4
(1) 地域でのネットワークの構成メンバー	
(2) 連携を維持するための情報共有	
(3) 見守りの方法と手段	
・ 異変に気づくための主なポイント	
(4) 行政と事業者による情報共有の仕組み	
<b>4 関係機関の連携</b>	．．．．． P10
(1) 市町村における庁内関係部署による連携	
・ 市町村内の連携組織	
・ 異変があった場合の対応	
(2) 孤立死事案が発生した場合の情報共有と予防対策の検討	
・ 情報の共有	
・ 予防対策の検討	
(3) 市町村の取組を支援する連携組織	
・ 市町村と振興局の連携組織	
・ 振興局内の連携組織	
・ 道庁の連携組織	
<b>5 施策別のネットワーク</b>	．．．．． P16
・ 高齢者施策、障がい者施策、児童施策	

## 参考資料

- ・ 個人情報の保護に関する法律（抄）
- ・ 要援護者情報の共有について
- ・ 別紙1 リーフレット（助け合いのネットワークを地域みんなで進めましょう！）
- ・ 別紙2 民間事業者との協定書のひな形
- ・ 別紙2-1 民間事業者との協定書のひな形
- ・ 別紙2-2 民間事業者との確認書のひな形
- ・ 別紙3 要援護者を把握するための取組について
- ・ 別紙4 ○○市町村 庁内関係部署連携会議設置要綱（例）
- ・ 別紙5 孤立死に係る状況報告書
- ・ 別紙5 記載例 ～ 孤立死に係る状況報告書
- ・ 別紙6 ○○振興局地域での見守り体制連携連絡会議設置要綱（例）
- ・ 別紙7 ○○振興局 庁内関係部署連携会議設置要綱（例）
- ・ 別紙8 地域での見守り活動連携会議設置要綱
- ・ 要援護者の見守り体制づくりに係る通知等
- ・ 各総合振興局（振興局）への報告先一覧
- ・ 市町村の見守りの取組例

## 1 見守り対象とする要援護者

的確に見守りを行うためには、まず、市町村において要援護者の対象を決める必要があります。

災害発生時の避難に特に支援を要するとされる「避難行動要支援者」を例に見ると、平成25年6月に国から示された「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」で、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」とするとともに、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとされています。

なお、各市町村が対象としている具体的な範囲としては、次のような例となります。

- ・ 要介護認定3～5を受けている者
- ・ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）
- ・ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ・ 市の生活支援を受けている難病患者
- ・ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

見守り対象とする要援護者については、各市町村での防災担当部署で把握している「避難行動要支援者」をそのまま対象とする場合も考えられますが、健康であると思っていた単身高齢者であっても地域から孤立していることで誰にも看取られることなく亡くなる悲しい事案が起きていることを踏まえ、要介護度や障がい程度で区切ることなく、障がいのある方、病気の方、近くに家族や親戚がいない方など、市町村において、見守りの対象を広げ支援を行うことが必要です。

例えば、

- ・ 福祉的な支援は必要としないが、地域から孤立する可能性がある単身高齢者や障がいのある方
- ・ 福祉的な支援が必要と思われる方で、本人が支援を拒んでいるなど支援に結びついていない方
- ・ 相談に来たが福祉的な支援に至らないものの見守りが必要と考えられる方
- ・ 地域から孤立しがちで、何らかの見守りが必要と考えられる方
- ・ 介護者、養護者が倒れた場合、残された高齢者や障がいのある方などで、自ら助けを求められないと考えられる方

など

また、効率的かつ効果的な見守りを確保するため、見守り頻度に合わせて、例えば、A～Dケースなどに格付し、1人が専任で見守るのではなく、多数の人が見守りに関わり頻度を達成するなど効率的に見守る工夫も必要です。

区分	要 援 護 者	見守り頻度
A	特に見守りが必要な単身高齢者	週1回
B		月1回
C		3ヶ月に1回
D	高齢者全般	半年に1回

## 2 要援護者の実態把握

要援護者の範囲が決まったら、普段の見守り方法、頻度などについて決定するとともに、災害時の避難援助など緊急時に活用するため、家族構成、連絡先、健康状態など各種情報に関する実態調査を行い、把握しておく必要があります。

近年は個人情報保護により、関係者における守秘義務の徹底が求められる一方で、全国的にみると、要援護者が災害発生時に円滑に避難できるよう、自治体が個人情報を支援団体に提供できることを可能とする条例案を提案する例も出てきています。

### (1) 住民基本台帳による対象者の把握

- ・ 福祉担当部署は、住民票担当部署と連携し、住民基本台帳をベースに要援護者の対象となる、次の世帯などを4月1日付、10月1日付など一定の時点で抽出します。

要援護者の世帯が漏れることのないよう、転入世帯に留意するなど定時・随時の把握に努めます。

#### 【抽出する世帯の再確認】

- ・ 65歳以上の高齢者世帯 ・ 障がい者（児）のいる世帯 ・ 一人親世帯
- ・ 乳幼児のいる世帯 ・ 妊産婦のいる世帯 ・ 難病を抱える者がいる世帯
- ・ 日本語理解が十分でない外国人世帯 など

※ 乳幼児や妊産婦のいる世帯 ～ 保健師の情報や母子健康手帳の発行状況から対象世帯として抽出することが可能です。

※ 障がい者（児）のいる世帯 ～ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者自立支援医療受給者などから対象世帯として抽出することが可能です。

### (2) 情報把握の必要性和担い手

各市町村では、民生委員児童委員や社会福祉協議会、町内会等による日常的な見守り活動等の中から、その世帯が必要とする福祉的な支援や見守りの必要性、地域で孤立しがちな世帯であるかどうかなど、既存の情報を持ち寄るなど情報を一定程度把握することが可能です。

そこで、まず、情報提供の協力者等に情報把握の必要性を理解してもらう必要があります。

また、市町村は、提供される情報に基づき、要援護者台帳・マップを整備し、常に更新・管理を行う必要があります。

#### (要援護者台帳の記載内容)

氏名、生年月日、住所、電話番号、家族構成、職業、健康状態、居住状況（自家、公営住宅、アパートなど）生活保護受給の有無、要介護度、障がい認定区分、手帳（身障・知的・精神）の有無、介護サービス利用状況、障害福祉サービス利用状況、福祉サービス利用状況、緊急通報システム設置状況、緊急時の連絡先、特記事項、住民票コード など

## 情報把握の担い手となり得る関係機関、団体など

### (関係者)

- ・ 民生委員児童委員、主任児童委員
- ・ 保健推進委員
- ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員

### (関係機関)

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 基幹相談支援センター・相談支援事業所（障がい者）
- ・ 福祉サービス事業所（介護サービス・障害福祉サービス）

### (団体)

- ・ 社会福祉協議会
- ・ 老人クラブ
- ・ 日赤奉仕団
- ・ ボランティア団体
- ・ NPO団体

### (民間事業者)

- ・ 電気、ガス等のライフライン事業者など
- ※ 協定や協力依頼などにより、情報把握の担い手となり得る。

### (その他)

- ・ 各種の福祉サービスの利用状況から把握
- ・ 学校等の登校（登園）状況から把握、PTA
- ・ 町内会、商工会、アパート・マンションの管理人、職場、近隣住民
- ・ 住民の交流サロンなど共生型事業

### (庁内)

- ・ 福祉担当部署    ・ 医療担当部署    ・ 水道担当部署    ・ 住宅担当部署
- ・ 税務担当部署    ・ 保健担当部署    ・ 災害担当部署    ・ 住民票担当部署

### (情報把握のための実態調査)

個人情報保護の関係で要援護者側から調査を拒否される場合も想定され、より多くの要援護者を把握するため、市町村毎に様々な工夫により行われていますが、一般的な手順を示します。

#### 実態調査の手順

- ① 公報誌などにより、調査の実施について周知（協力要請）
- ② 4月1日付（〇月〇日付）の住民基本台帳から対象者名簿の作成
- ③ 調査の担い手による実態把握（個別訪問、郵送による調査など）  
※ 訪問時に対象者から同意書の徴収（台帳への記載と関係機関による情報共有など）
- ④ 要援護者台帳の作成、更新、管理など

### 3 見守りのためのネットワークの構築

要援護者を把握した後は、見守り支援につなげるために、地域で活用できる社会資源を把握するとともに、誰が何をするのかという役割分担や、また、役割が一人に集中することなく、バランス良く役割が振り分けられた見守りが長続きするネットワークを構築する必要があります。

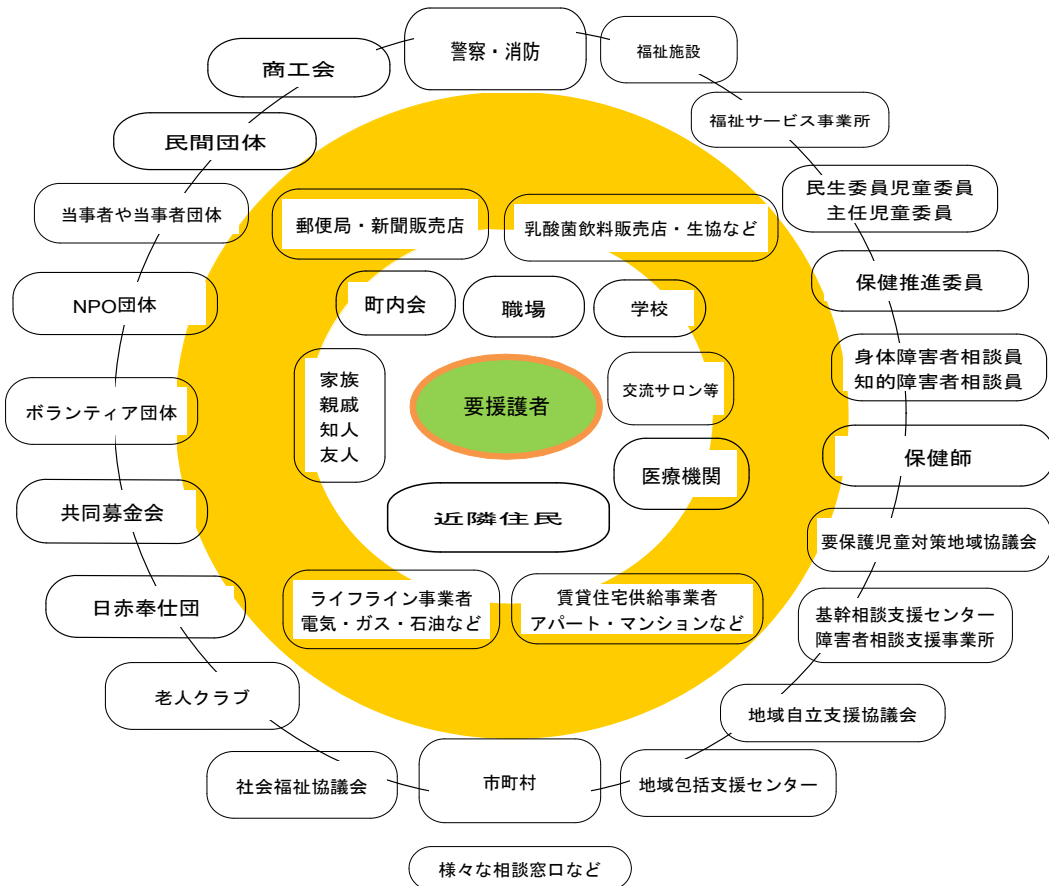
#### (1) 地域でのネットワークの構成メンバー

市町村が有する社会資源には差異があります。

同様に見守りにおけるネットワークの構成員も異なることが考えられます。

限られた社会資源の中で、例えば、移動が困難な高齢者等に食事の材料を配達するサービス事業者、郵便配達事業者など民間事業者ネットワークの構成員に加わってもらう、また、冬期間には灯油の配達事業者にも構成員として加わってもらうなど、季節毎に工夫をこらし、ネットワークの充実を図る方法も考えられます。

〈要援護者を取り巻く社会資源例〉



## (2) 連携を維持するための情報共有

ネットワークの構成メンバー及び関係機関等における連携を維持するためには、情報共有がきちんと出来ていることが大切であり、地域における不幸な事案を招かないことにつながります。

それぞれの関係機関等が把握している個人情報、法律や契約などで保護され使用制限がありますが、本人からの同意書によって関係機関等が必要な支援等を行う際に活用できるようにしておくことが重要である一方で、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人データの提供が可能とされていることにも留意し、法の趣旨にのっとり適切な解釈・運用を行うことが求められます。

また、最低年 1 回の情報更新を行うなどしてネットワークに参画する関係機関等が、できるだけ最新で同じ情報の共有を図ることが要援護者に対する初期対応など最善の見守り方策を展開することにつながります。

## (3) 見守りの方法と手段

各市町村においては、日頃から、民生委員児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ及びボランティア等による見守りや安否確認、町内会等による自主的な見守り活動が行われています。

福祉的支援を受けている方は、配食サービスやホームヘルパー等のサービスが提供される中で見守りや安否確認が必然的に行われている一方で、「福祉的な支援は必要としないが、地域から孤立する可能性がある単身高齢者や障がいのある方」、「福祉的な支援が必要と思われる方で、本人が支援を拒んでいるなど支援に結びついていない方」などが、見守りの対象から外れている場合が見受けられます。

こうした方々を含め、地域での見守りを充実していくには、市町村行政や福祉関係機関・団体だけでは限界があることから、民間事業者や町内会、地域住民の協力を得ながら、地域から孤立しがちな方を見落とすことなく、様々な工夫によって見守っていく必要があります。

各市町村においては、様々な場面で地域全体で見守るという意識の醸成を図ることが重要であり、広報やホームページ、リーフレット等を活用し、近所の方が異変に気づいたときには、市町村窓口に連絡をいただくよう住民に周知することが必要です。

(※ 別紙 1 参照)

また、新聞・郵便・宅配・マンションやアパート経営などの民間事業者や電気・ガス等のライフライン事業者と十分な連携を図ることが必要です。

なお、見守りへの協力等について民間事業者と協定（※ 別紙 2 参照）を結んでいる市町村もあるので参考としていただくとともに、ライフライン事業者との情報共有については、次あげる（４）「行政と事業者による情報共有の仕組み」を参考に取り組んでいただきたいと思います。



## 異変に気づくための主なポイント

### ① 新聞・郵便・宅配・乳酸菌飲料

- ・新聞受けや郵便入れに新聞や郵便物が数日間分も溜まっている
- ・宅配の不在伝票が何枚も溜まっている
- ・ヤクルトや牛乳などの乳酸菌飲料が数日間も放置されている

### ② カーテン・洗濯物・ドア

- ・昼に数日間もカーテンが閉まったままになっている
- ・夜になっても数日間カーテンが開けたままになっている
- ・同じ洗濯物が数日間干したままになっている
- ・いつも天気の良い日は洗濯物が干してあるのに数日間干していない
- ・玄関のドアなどが開いたままになっている

### ③ 屋内の電灯

- ・昼に室内の電灯が数日間点いている
- ・夜に室内の電灯が数日間点いていない

### ④ 電気・ガス・水道

- ・検針業務の中で、メーターが通常時より極端に増減している

※ 水道の検針等は、特に市町村において把握できるため、危機意識を持って対応する必要がある。

### ⑤ 配達・集金

- ・配達や集金業務の中で、以前に比べ極端に痩せている、顔色が悪い、不自然なアザがある、部屋全体に尿などの異臭がするなど、対応の際に異変を感じた
- ・配達等の際、玄関のドアが開いているのに返事がない

### ⑥ 配食サービス

- ・いつも残さず食べているが、ここ数日間残食や食べていないことがある

### ⑦ ゴミ出し

- ・ゴミの回収日に、いつもは、ゴミ出し場で見かけるが、数日間見かけない

### ⑧ 日常生活

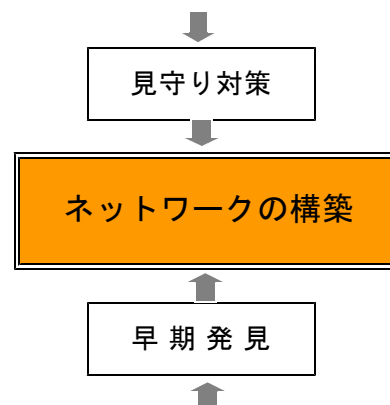
- ・以前と比べて、動作が不自由になっている
- ・以前と比べて、意思疎通が困難になった
- ・いつも来る方がお店に来ない
- ・最近、庭の手入れやゴミ処理がされていない状況が続いている
- ・冬場に数日間、玄関前の除雪がされていない、足跡などが無い
- ・受診日に通院していない
- ・障害福祉サービス事業所に通所していない
- ・しばらく住民交流サロンに顔を出していない
- ・職場に通勤していない

⑨ その他

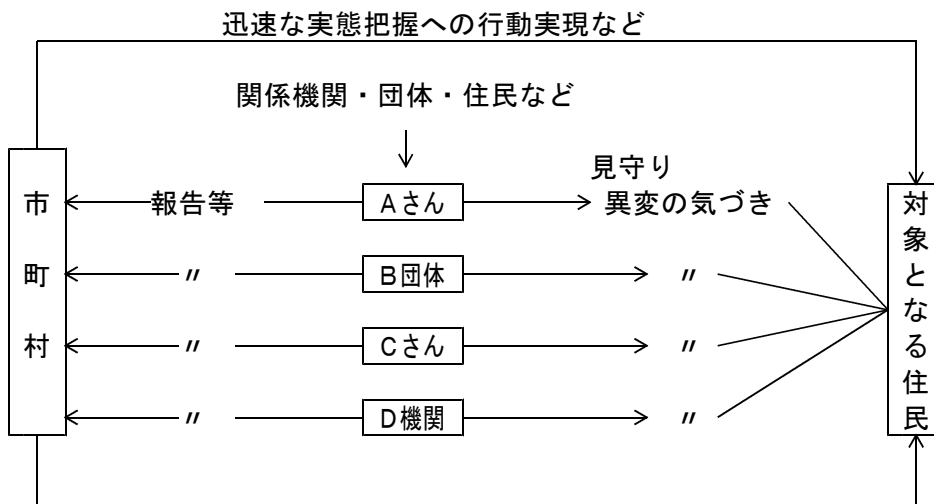
- ・異臭、異音がする

※ 泊まりがけで、旅行や家族のもとに出かけているなど、単なる留守にしていた場合で、結果として事なきを得ることも多いが、常に「危機意識」を持って見守ることが重要。

- 孤立死の予防が可能と思われるもの ( ・ 閉じこもり ・ うつ状態  
・ 認知からセルフネグレクトになった場合  
・ 元気な人の突然死に付随する要援護者  
など )



- 孤立死の予防が困難と思われるもの ( ・ 元気な人の突然死 )



#### (4) 行政と事業者による情報共有の仕組み

道においては、平成24年1月、札幌市等で起きた地域から孤立した状況で亡くなられた事案を受け、生活困窮者などの要援護者情報が市町村の相談窓口につながるよう、市町村と電気・ガス等のライフライン事業者が情報を共有できる仕組みづくりを進めるため、北海道市長会、北海道町村会、北海道電力株式会社、日本ガス協会北海道部会、日本コミュニティーガス協会北海道支部、北海道LPガス協会、北海道石油業協同組合連合会を構成メンバーとする「要援護者把握のための連携方策検討会議」を設置し、協議をしたところです。

平成24年10月22日開催の第3回検討会議において、生活困窮者など支援の必要な要援護者（情報）が市町村の窓口適切につながるよう、構成メンバーの賛同を得て決定した具体的な方策（取組例）を参考としてください。

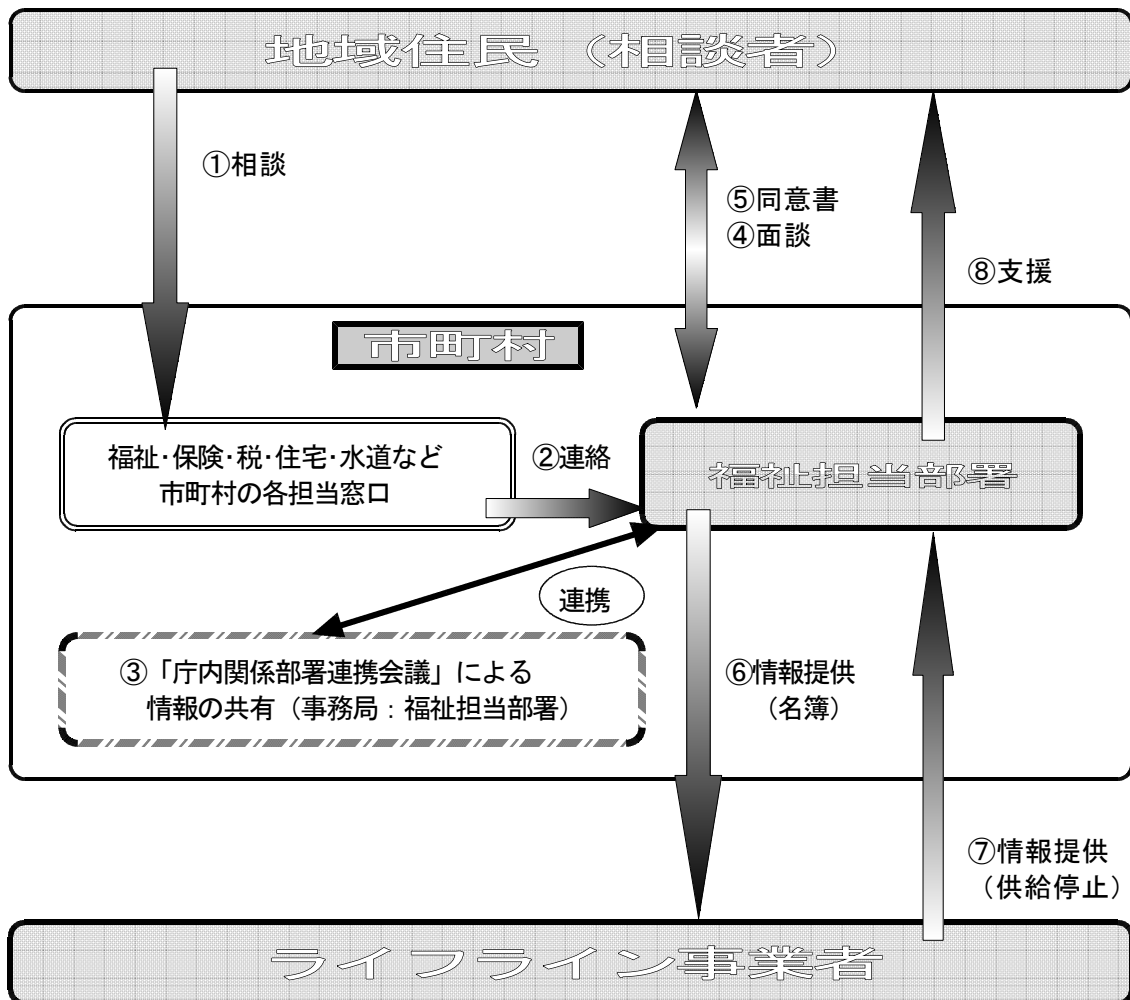
（※ 別紙3 参照）

### 行政と事業者による情報共有の仕組み

#### ◆情報共有の対象者

情報共有は、原則として、市町村に相談はあったものの、現時点では生活保護の受給やホームヘルパーの派遣等の福祉的な支援に結びつかなかった方など、行政としての関与の度合いが薄い方を対象。

#### ◆情報共有の流れ（フロー図）



## ◆情報共有の流れ（説明）

### ① 相談

地域住民からの生活に関する悩みや心配ごとなどは、福祉や医療、税、住宅、水道といった市町村の各関係窓口に対し、様々な相談として寄せられます。

相談を受けた部署は、相談者の抱える問題等に適切に対処するとともに、福祉担当部署への連絡の必要性について検討します。

### ② 連絡

相談を受けた部署は、福祉担当部署への連絡の必要があると判断した場合、相談者の了解を得た上で、当該部署に連絡します。

### ③ 庁内連携 ・ ④ 面談

連絡を受けた福祉担当部署は、「庁内関係部署連携会議」を活用するなどして情報収集に努め、その共有化を図るとともに、相談者の抱える問題等の解決に向け、必要な場合は、面談を実施します。

### ⑤ 同意書

福祉担当部署は、相談者との面談の結果、現時点では福祉的な支援には至らないものの、見守りが必要と判断される場合、相談者にその趣旨等を懇切丁寧に説明し、

- ・ 市町村から事業者に対し、氏名等の情報を提供すること、
- ・ ライフライン供給停止の際、事業者から市町村に対してその旨の情報が事前に提供されること、

についての同意（同意書）を得ます。

#### （同意書の例）

私は、〇〇町と次の事業者が、私（及び世帯員）の氏名、住所 … についての情報を共有し、また、… 供給停止の際の連絡について、同意します。

- ・ 〇〇電力（株）〇〇支店
- ・ 〇〇燃料販売店
- ・ 〇〇町水道局

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇 印

世帯員氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇

### ⑥ 情報提供（名簿：市町村→事業者）

福祉担当部署は、同意書を得た相談者（要援護者）の情報について、提供媒体や提供頻度等を該当事業者と協議の上、名簿により該当事業者に提供します。

#### （提供名簿の例）

番号	氏名	住所	電話	摘要
01	〇〇 〇〇	〇〇町〇〇番〇〇号	〇〇〇〇	契約者名 (相談者と契約者が 異なる場合)
02				
03				

\* 検針票の写しの添付があれば、事業者による供給停止予定者との突合がより容易

### ⑦ 情報提供（供給停止：事業者→市町村）

事業者は、供給停止措置をとることを決定した際は、市町村から情報提供された名簿と突合し、該当する場合は、事前にその旨を市町村に連絡します。

### ⑧ 支援

事業者から情報の提供を受けた市町村は、要援護者と連絡を取り、面談の上で必要な支援を検討、決定するとともに、情報提供のあった事業者に対して支援内容等を連絡します。

## 4 関係機関の連携

### (1) 市町村における庁内関係部署による連携

地域のネットワークの構成員となる地域の方々の協力を得るためにも、行政における日頃からの職員の見守り意識の醸成や組織として危機管理意識を持って対応することが重要です。

庁内関係部署間の連携体制の構築、情報の共有化の徹底など、見守り体制の充実・強化が必要となります。

「連携を密にする」、「連携を強化する」と言葉で言うのは簡単です。連携の基本は、組織間連携、実務者（担当者）間連携の両方が確保される仕組みづくりが必要で、一方が欠けていても不十分です。

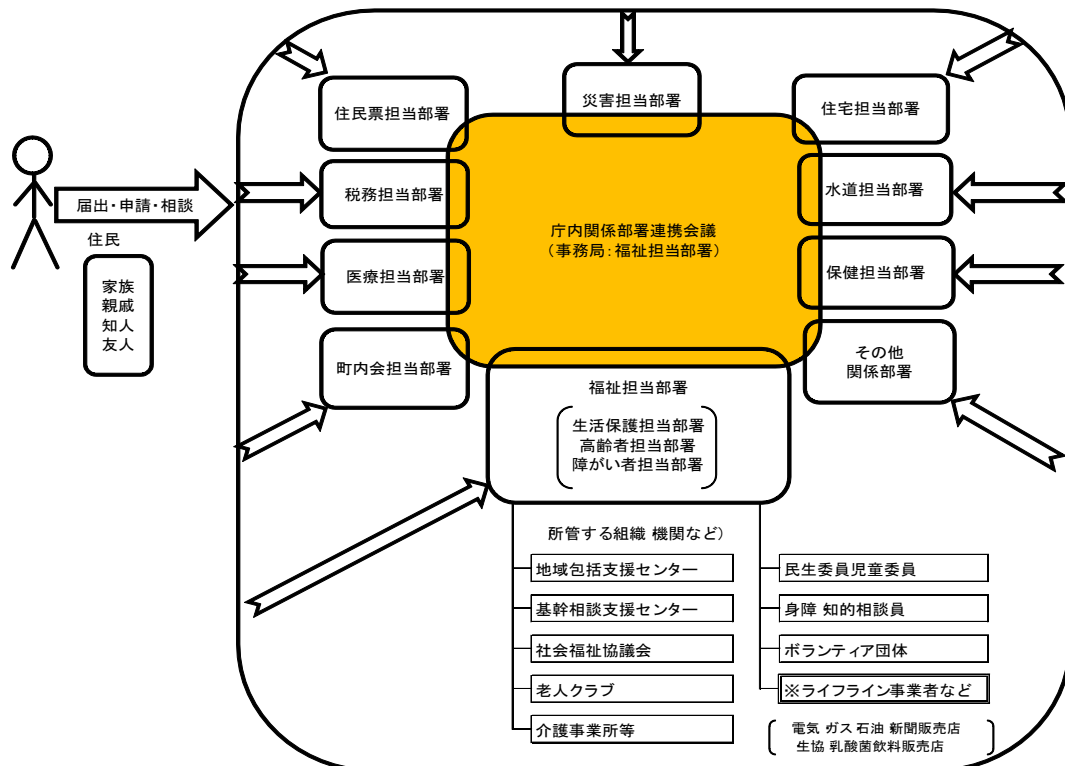
#### 市町村内の連携組織

各市町村においては、高齢者や障がいのある方など、福祉的な支援を必要とする方々が地域から孤立することのないよう、まず、福祉担当部署、保健担当部署、医療担当部署、税務担当部署、住宅担当部署、水道担当部署など、直接住民と接し、様々な相談を受ける機会が多い庁内の各担当部署が、それぞれの立場で察知した要援護者に関する情報を共有し、連携を図るための「庁内関係部署連携会議」を設置する必要があります。

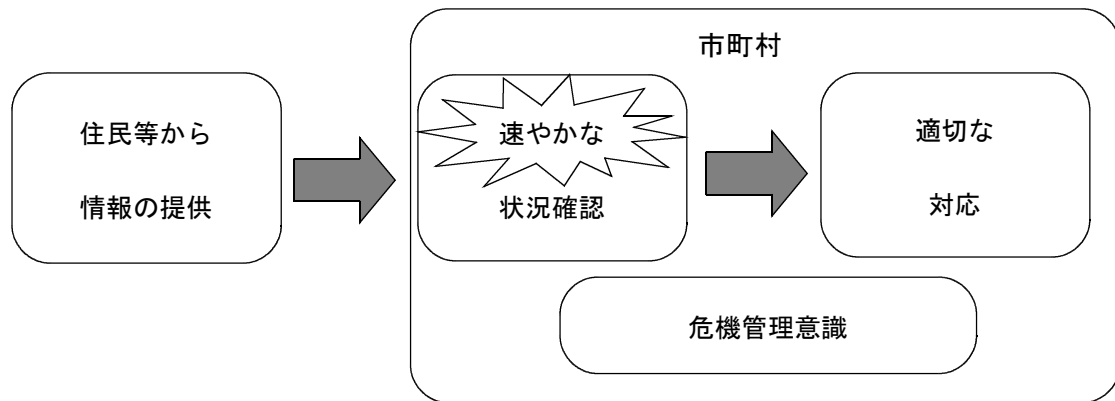
(※ 別紙4 参照)

さらには、地域包括支援センター運営協議会や地域自立支援協議会の活用、必要に応じ関係機関等を加えた横断的な会議の開催、市町村固有のネットワークの構築など、より一層充実した見守り体制の構築を図ることが必要です。

また、日頃から、庁内の各種会議等を活用し、担当部署間の情報の共有や的確な報告の徹底について共通認識を図るとともに、特に管理職は、職員に対して、随時、危機管理意識の徹底や見守り意識の醸成等を行うことが必要です。



## 異変があった場合の対応



### ① 異変に気づいた住民等から、市町村に連絡・情報提供があった場合

連絡を受けた部署は、速やかに上司に報告し、指示を受け、訪問や電話での安否確認を行います。

応答がなく所在が不明の場合は、危機意識を持って対応することとし、異変の状況、住宅の状況の詳細把握とともに、隣近所からの情報の収集を行います。また、福祉担当部署に必ず連絡します。

※ 福祉担当部署に情報を一元化し、市町村の庁内関係部署連携会議で情報共有することが重要。

### ② 連絡を受けた福祉担当部署では、要援護者台帳や要援護者マップにより、要援護者かどうか確認を行います。

- ア 要援護者の場合は、要援護者台帳の記載内容から福祉的支援などを受けているかどうかの確認を行うとともに、関係機関等から情報を得るようにします。
- イ 要援護者でない場合は、住民票担当部署の協力を得て、住民基本台帳で世帯構成等の確認を行うとともに、民生委員児童委員、主任児童委員から情報を得るようにします。

### ③ 市町村の庁内関係部署連携会議の開催

所在が不明な方の状況を福祉担当部署、住民票担当部署、水道担当部署、税務担当部署、医療担当部署、住宅担当部署、保健担当部署、災害担当部署、生活保護担当部署（町村においては振興局の生活保護担当課）などの庁内すべての関係部署との連携により、情報の共有を図り、安否の確認の方法等の対応策を検討する必要があります。

※ 状況に応じ、関係機関・団体等を加えた連携会議を開催することも必要。

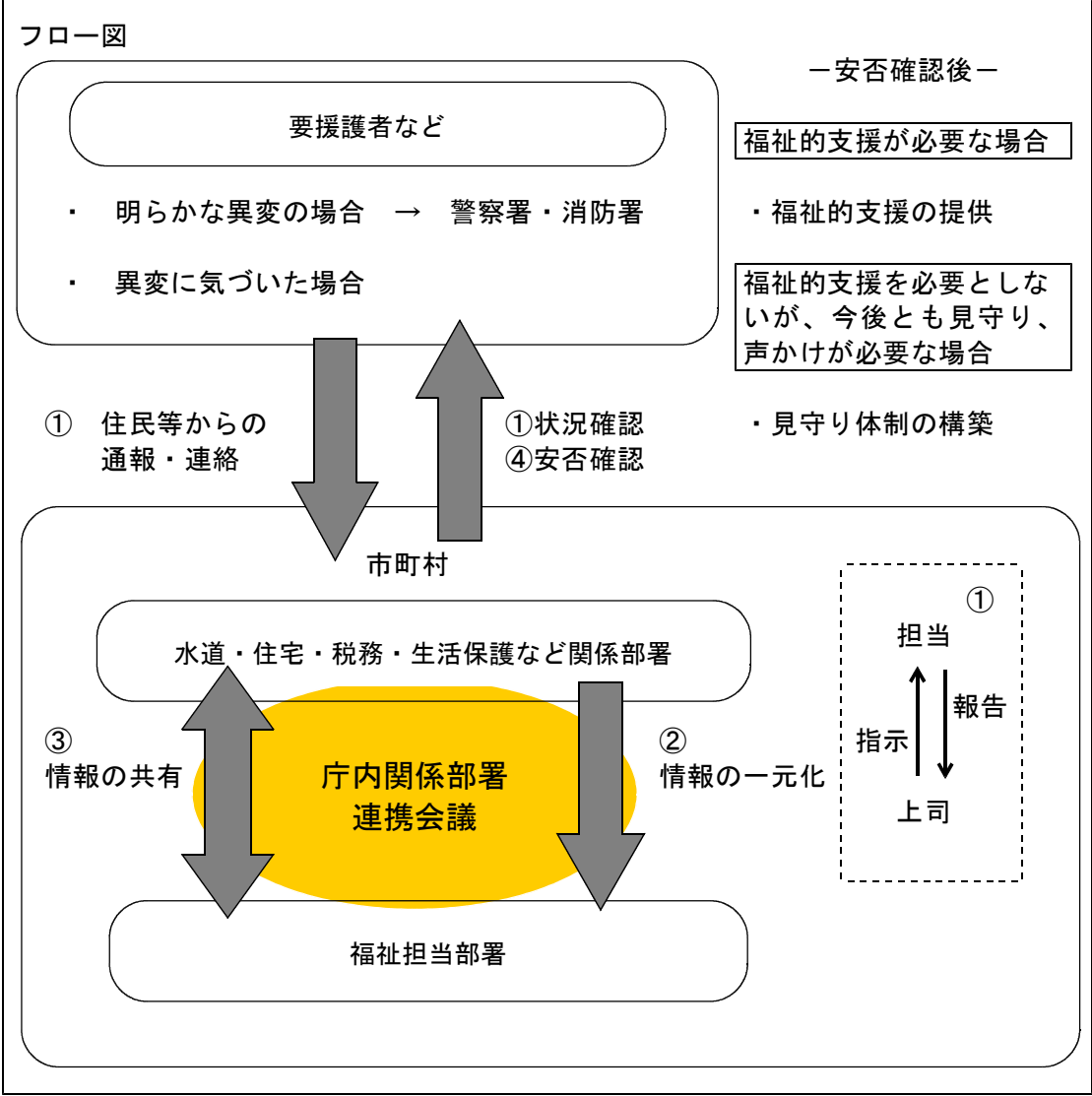
### ④ 安否確認の実施

安否確認にあたっては、関係機関、関係団体、民生委員児童委員などと連携し行うこととします。

なお、必要に応じ、「庁内関係部署連携会議」を活用します。

緊急性があると判断した場合は、消防署・警察署へ連絡します。

安否確認の結果、福祉的な支援が必要な場合は、支援につなげることが重要。



## (2) 孤立死事案が発生した場合の情報共有と予防対策の検討

どんなに万全を期していても、孤立死事案が起こることを100%回避するということとはできません。事案が起こった場合は、直ちに検証を行い、同様の事案が起きないように対策をとることが重要です。

### 情報の共有

市町村は、孤立死の事案が発生した場合は、速やかに所管の振興局保健環境部社会福祉課へ電話連絡を行い、①死亡時の年齢、②発見までに要した日数、③公的サービス等の受給の有無、④発見のきっかけ、⑤発見が遅れた理由、⑥安否確認の有無、⑦事後の対応（再発防止に向けた取組）を別紙5の「孤立死に係る状況報告書」に記載のうえ、所管の振興局保健環境部社会福祉課に提出いただくことをお願いします。

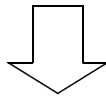
振興局保健環境部社会福祉課においては、道本庁保健福祉部福祉局地域福祉課へ速やかに電話連絡を行い、別紙5の「孤立死に係る状況報告書」の写しを提出します。

必要に応じ、道本庁及び振興局において、実態調査を実施します。

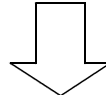
### （報告の方法）

#### 死後1週間を超えて孤立した状態で発見された場合に報告

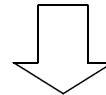
- ・市町村は、所管の振興局保健環境部社会福祉課に速やかに電話で状況を報告



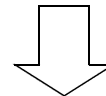
- ・報告を受けた振興局は速やかに道本庁保健福祉部福祉局地域福祉課へ報告



- ・市町村は、電話報告後、状況報告書（別紙5）により状況の詳細を振興局保健環境部社会福祉課へ報告



- ・振興局は道本庁保健福祉部福祉局地域福祉課へ状況報告書（別紙5）を提出



- ・状況に応じ、道本庁（振興局）において、現地での実態調査を実施

### 予防対策の検討

#### 【市町村】

孤立死の事案が発生した場合は、事案の検証と、その検証結果を分析し、今後の再発防止策等について検討するとともに、再発防止に向けた取組を速やかに実施する必要があります。

なお、検討にあたっては、「庁内関係部署連携会議」を活用することも考えられます。

#### 【振興局】

管内において孤立死の事案が発生した場合は、「〇〇振興局地域での見守り体制連携連絡会議」を開催し、当該市町村における事案の検証結果や今後の再発防止策等について、管内すべての市町村で情報の共有を図るとともに、管内での見守り体制の充実・強化に努めます。（※ 別紙6 参照）



### (3) 市町村の取組を支援する連携組織

市町村の見守りの取組や体制づくり等の充実に向けた支援などを行うため、市町村間での情報交換や共有、見守り体制づくりの課題等の協議を行う連絡会議を14振興局で設置します。

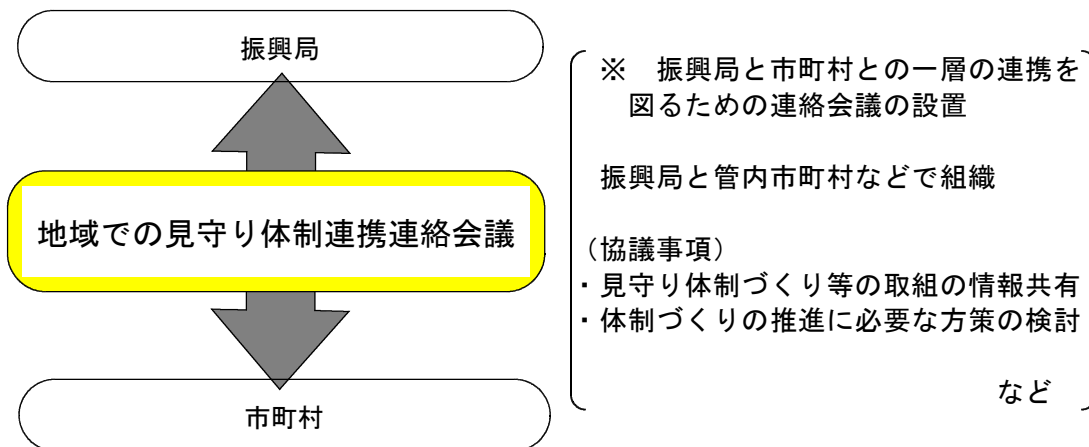
また、振興局内での関係部署で組織する横断的な会議を設置し、管内市町村の見守り体制の状況などについて、情報の共有を行うなど管内市町村への支援策を協議します。

#### 市町村と振興局の連携組織

振興局においては、管内の福祉的支援を必要とする方々が、地域から孤立することなく安心して暮らすことができる体制づくりを進めるため、管内市町村福祉担当部署等を構成メンバーとする「〇〇振興局地域での見守り体制連携連絡会議」を設置し、管内市町村との情報の共有化を図るとともに、市町村における見守り体制づくりを推進するための方策等について協議します。

(※ 別紙6 参照)

また、管内において孤立死の事案が発生した場合は、「〇〇振興局地域での見守り体制連携連絡会議」を開催し、当該市町村における事案の検証結果や今後の再発防止策等について、管内すべての市町村で情報の共有を図るとともに、管内での見守り体制の充実・強化に努めます。

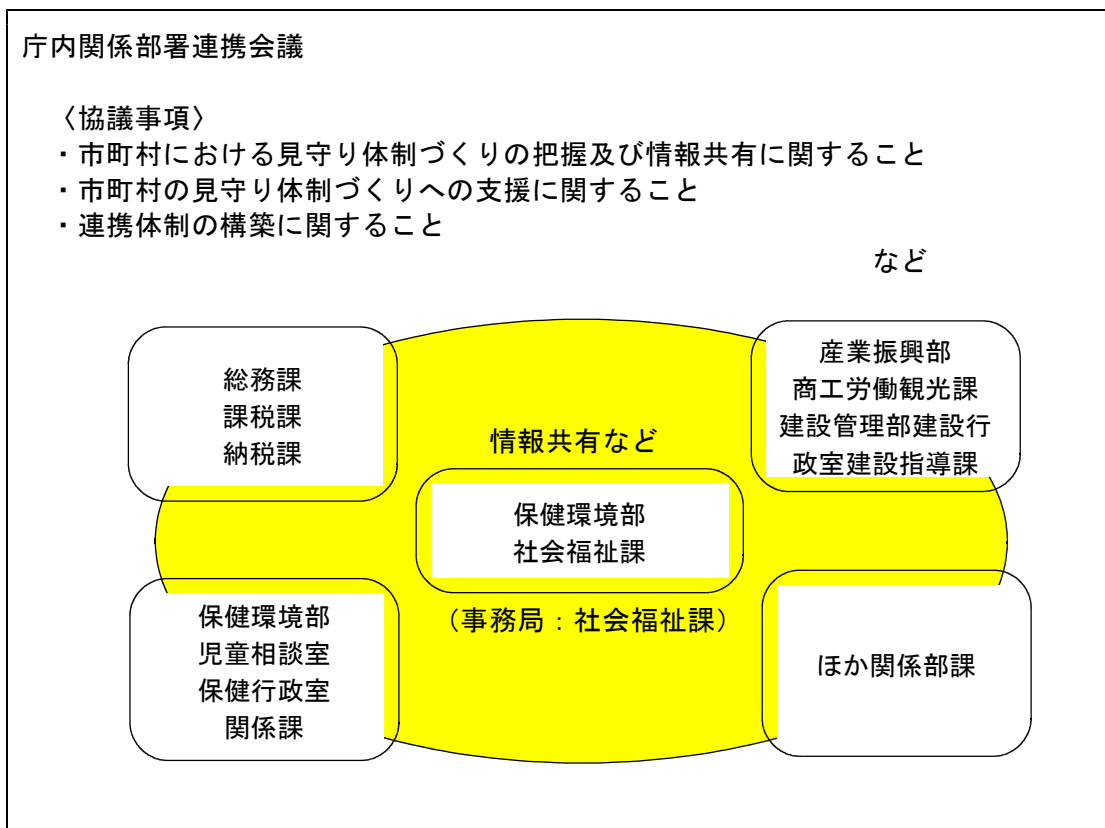


## 振興局内の連携組織

振興局においては、社会福祉課が事務局となり、「庁内関係部署連携会議」を設置し、福祉的な支援を必要とする方々が、地域から孤立することなく安心して暮らすことができる体制づくりを進めるため、それぞれの関係部署が持つ情報を共有し、市町村の取組への支援策を協議するなど管内の見守り体制づくりの推進を図ります。  
 (※ 別紙7 参照)

また、日頃から、庁内の各種会議等を活用し、担当部署間の情報の共有や的確な報告の徹底について共通認識を図るとともに、特に管理職は、職員に対して、随時、危機管理意識の徹底や見守り意識の醸成等を図ります。

地域住民と接する機会のある職員に対しては、普段とは様子が違うと感じた場合は、市町村の福祉担当部署へ情報提供をするよう徹底します。



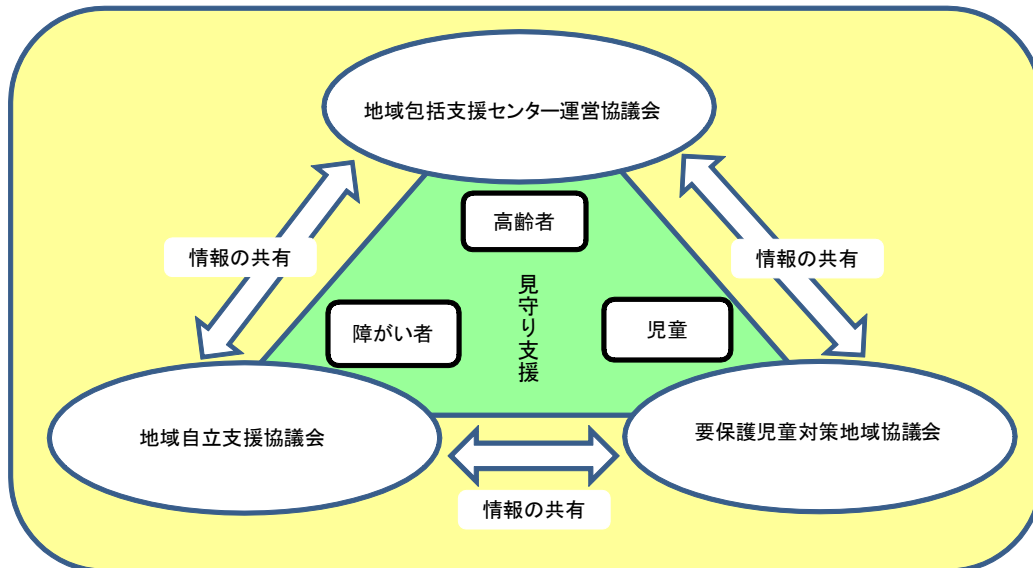
## 道庁の連携組織

道においては、福祉的な支援を必要とする方々が、地域から孤立することなく安心して暮らすことができる体制づくりを進めるため、市町村と関係機関や民間事業者などが積極的に連携・協働し、地域における見守り活動を推進することができるよう、市長会、町村会、全道的な福祉関係団体や民間事業者などに参加いただき、「地域での見守り活動連携会議」を設置し、地域における見守り活動に関する取組の情報の共有や見守り体制づくりの推進に必要な方策の検討等を行います。(※ 別紙8 参照)

また、全庁横断的な会議等を活用し、担当部署間の情報の共有や見守り意識の醸成等を図ります。

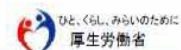
## 5 施策別のネットワーク

各市町村では、高齢者のための「地域包括支援センター運営協議会」や、障がいのある方のための「地域自立支援協議会」、要保護児童のための「要保護児童対策地域協議会」が設置されていることから、高齢者・障がいのある方・児童それぞれの機能を有効的に活用しながら、情報共有の一元化を図り、地域全体で見守り活動を効率的かつ効果的に取組むことも考えられます。

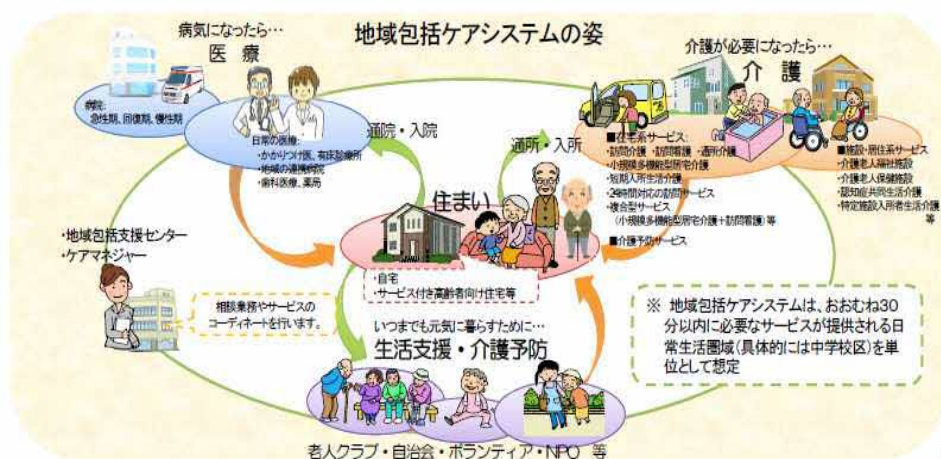


### ○高齢者施策としての地域のネットワーク

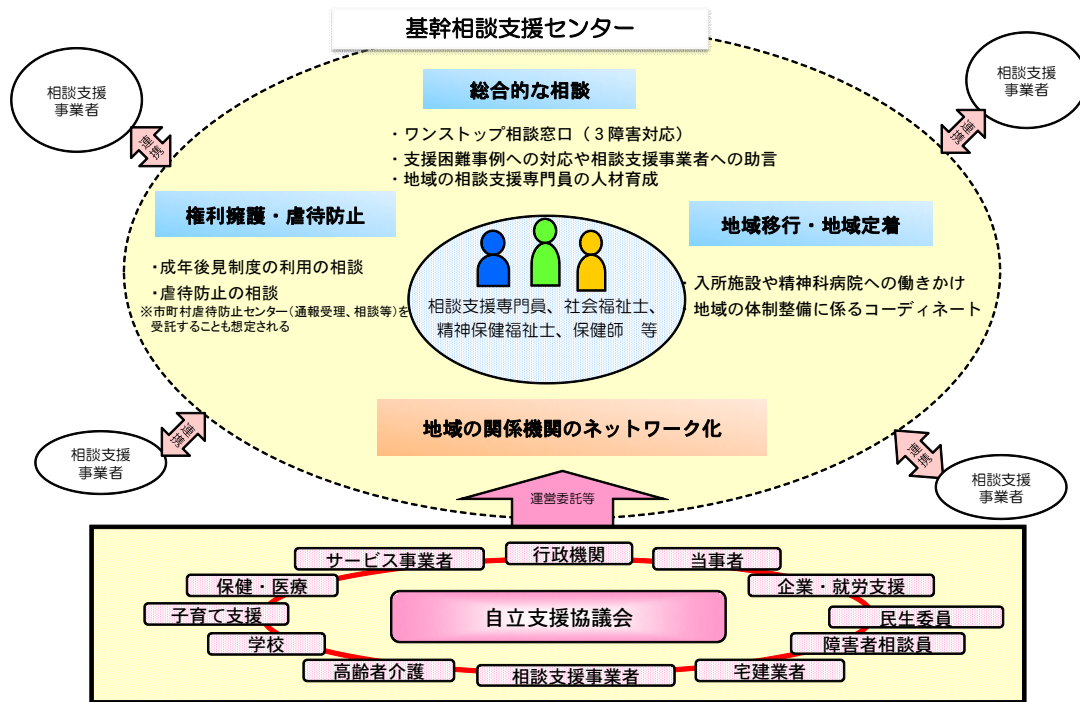
#### 地域包括ケアシステムの構築について



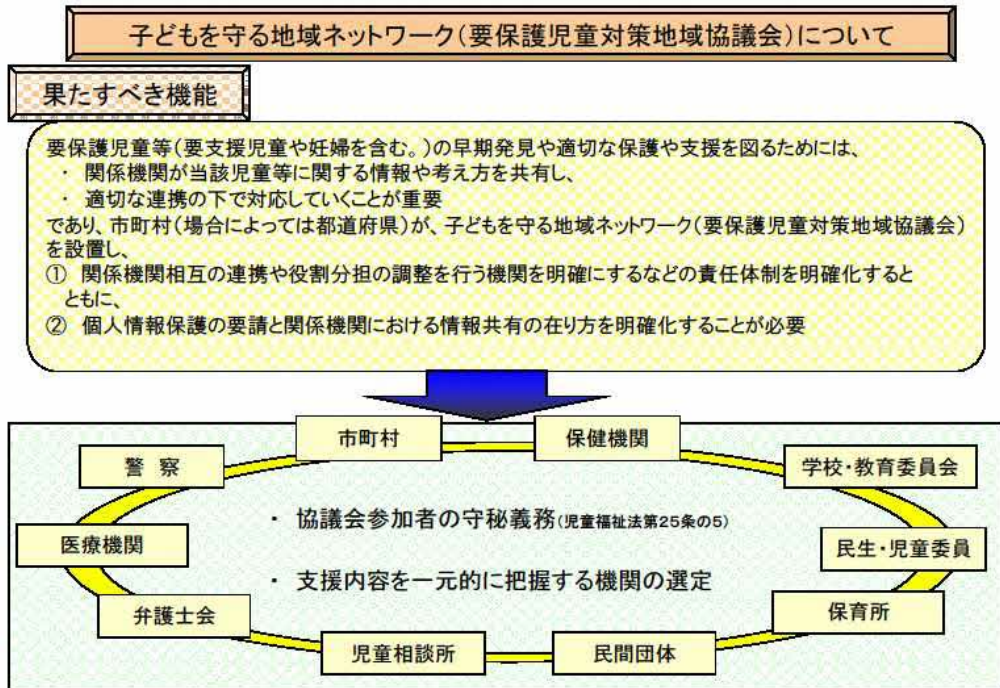
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要がある。



○障がい者施策としての地域のネットワーク



○児童施策としての地域のネットワーク



※ 平成17年2月25日付け雇児発第0225001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」